

長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期）の振り返り

長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期）の概要

※策定 令和2年度（令和3年3月）

◇概要

■計画目的

甚大な被害の発生が予想される地震から県民の生命や財産を守る
(根拠: 建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条)

■計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

■基本的な考え方

- 長野県北部地震、中部地震及び神城断層地震等の教訓を踏まえ、県民の生活基盤である住宅の耐震化を促進
- 県と市町村が連携し耐震化の促進に取組む
- 建築関係団体と連携し耐震化啓発と耐震化支援の取組み強化



H26.11月 神城断層地震

■第Ⅲ期計画のポイント

- 住宅については、耐震改修に加えて、建替えや住替えの促進を図ると共に、アクションプログラム^{※1}による取組みを強化し、耐震化を加速する。
- 要緊急安全確認大規模建築物^{※3}について、重点的に耐震化を促進する。
- 災害時に避難先として利用されるホテル・旅館等の耐震化を促進する。

■耐震化の現状

【住宅】

- H15から14.6%上昇（全国12%上昇）
- 耐震性が不足する住宅は約14万戸



【多数の者が利用する建築物】

- 全国より高い進捗
公共: 98.3%
民間: 87.9%
- 学校等 99.5%
- 災害拠点病院等 100%
- 要緊急安全確認大規模建築物 81.5%



◇目標と主な取組み

住宅

R7目標 92%



【耐震化促進に向けた取組み】

- アクションプログラム^{※1}による耐震化の加速
- 策定の支援と取組みの普及（創設済37市町村）
- 所有者に対しダイレクトメール、個別訪問等実施
- 建替え、住替えによる耐震化の加速
- 現地建替えの補助制度の普及（創設済34市町村）
- 良質な空き家、高齢者向け住宅への住替えによる促進

【具体的な支援策】※住宅・建築物耐震改修総合支援事業活用

- 耐震診断の支援
- 耐震性能の劣る住宅の、耐震改修、建替えの支援
- 古民家の外観を活かした耐震補強設計への支援

【耐震化を促進するための環境整備】

- 安価な耐震改修工法等の普及、技術者の育成
- 一定の知識を習得した改修事業者リストの公表

※1 アクションプログラム
住宅の耐震化加速に向けた具体的な行動計画。市町村が策定。
策定により国の支援制度の拡充が受けられる

多数の者が利用する建築物^{※2}

R7目標 95%



※要緊急安全確認大規模建築物^{※3} 100%

【耐震化促進に向けた取組み】

- 規模に応じた重点的な取組み
 - ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の促進
- 用途に応じた重点的な取組み
 - ・避難先として活用されるホテル・旅館等の耐震化促進
 - ・負傷者の救急医療対応を行う病院の耐震化促進
- 市町村、関係部局と連携した所有者等への働きかけ
 - ・個別訪問等の実施
 - ・相談支援体制の構築

【具体的な支援策】※住宅・建築物耐震改修総合支援事業活用

- 耐震診断の支援
- 要緊急安全確認大規模建築物及び避難所の耐震改修支援

※2 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法14条1号）

階数3以上かつ延べ面積1,000m²以上 ほか

※3 大規模建築物で耐震診断義務あり（H29.2月診断結果公表済）

階数3以上かつ延べ面積5,000m²以上 ほか

緊急輸送道路沿道建築物

- 代替路線の整備計画を踏まえ、義務化路線の指定について協議継続（※現在候補路線該当なし）
- 引き続き、耐震診断補助等による耐震化の啓発

公共建築物（県有施設）

- 災害拠点施設等の割増強化と機能強化 19棟
 - 災害拠点以外の中規模施設等の耐震化 5棟
- | | |
|--------|-----|
| あり方検討中 | 4棟 |
| 設計着手済 | 19棟 |
| 工事着手済 | 1棟 |
| 計24棟 | |

その他

- ブロック塀等の転倒防止対策
- 非構造部材（天井、外壁等）の耐震対策
- エレベーター、エスカレーターの耐震対策
- 建築設備の耐震対策
- 宅地の耐震化

住 宅

■令和5年（2023年）の住宅耐震化率

令和5年住宅・土地統計調査の結果を用いて住宅の耐震化率を算定
【住宅・土地統計調査】

5年毎に総務省統計局が行う住宅・土地統計調査

	H25 (2013)	H30 (2018)	R5 (2023)
長野県	77.5 %	82.5 %	約 86 %
全国	約 82 %	約 87 %	約 90 %

■長野県の住宅耐震化率の推移



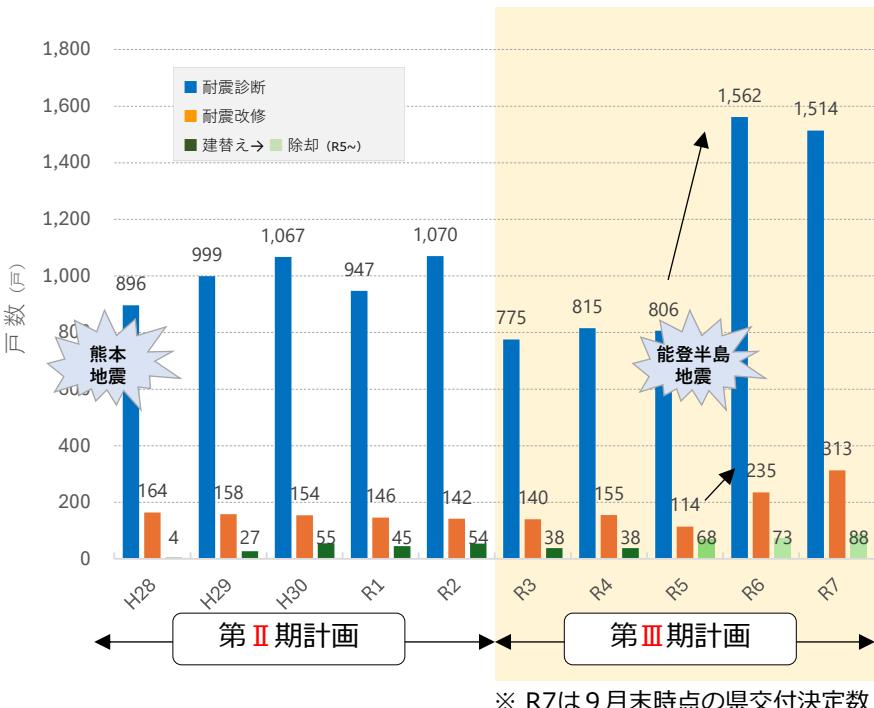
《参考》R5の耐震化率を公表している都道府県

香川県（86 %）、新潟県（87 %）、沖縄県（93 %）
大分県（88 %）、愛知県（92 %）、京都府（90 %）

■取組の成果

- アクションプログラムによる耐震化の加速 R6年度末
策定の支援と取組みの普及 【創設済 37 市町村 → 71 市町村】
- 建替え、住替えによる耐震化の加速 R6年度末
建替え（除却）補助制度の創設 【創設済 34 市町村 → 45 市町村】

■支援策（住宅・建築物耐震改修総合支援事業）の成果



能登半島地震を受け

- 集中的な情報発信を実施 (R6~)
- 住宅の耐震改修に県独自に上乗せ補助を実施 (R6~)

多数の者が利用する建築物

■耐震化の状況

【多数の者が利用する建築物】 棟数 7,430 棟 R7.5.31

耐震化率 約 94 % (R7) ← 約 93 % (R2)

内 公共建築物 99 % ← 98 % (R2)

民間建築物 90 % ← 88 % (R2)

【要緊急安全確認大規模建築物】

耐震性不足解消率※ 91.8 % (89 棟 / 97 棟) R6年度末

※診断の結果が公表された建築物数（全97棟）に占める、耐震性のある建築物棟数及び耐震性が不十分な建築物の解消棟数の割合

用途	耐震診断結果 公表済 [H29.2]	耐震改修が 必要な棟数	耐震性確認済 [改修又は除却]
小学校、病院 ほか	67	0	67
物販店舗	9	1	8
ホテル・旅館	13	5	8
駐車場等	6	1	5
老人ホーム	2	1	1
合計	97	8	89

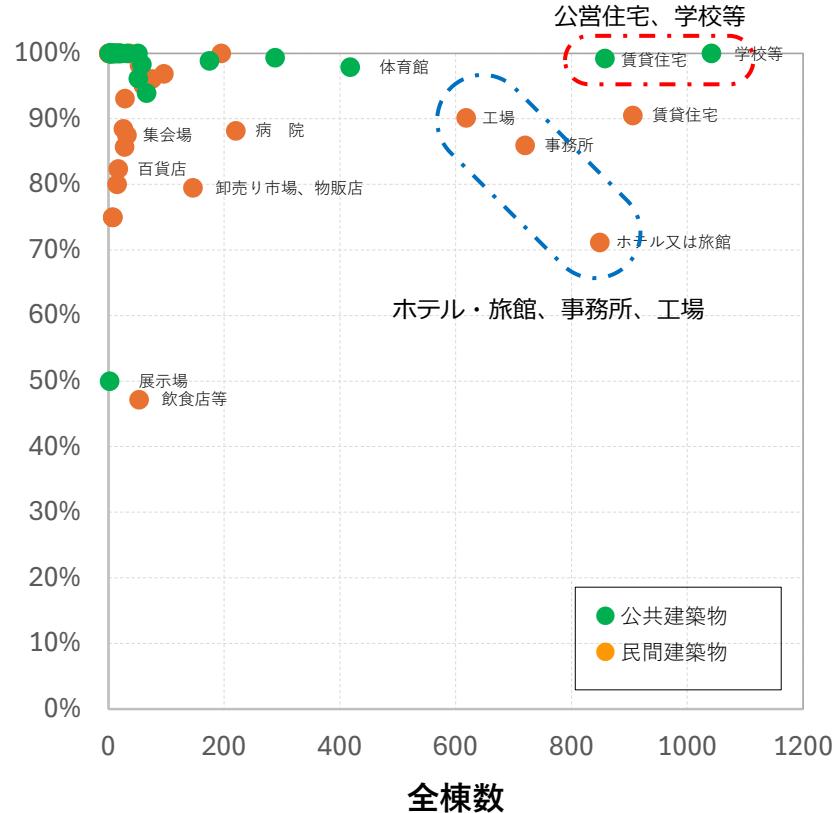
○ 多数の者が利用する建築物

学校、ホテル等で階数2又は3以上かつ延べ面積1,000m²以上 など
(耐震改修促進法第14条第一号)

○ 要緊急安全確認大規模建築物

多数の者が利用する建築物等の中で大規模（階数2又は3以上かつ延べ面積5,000m²以上）な旧耐震基準建築物（耐震改修促進法附則第3条第一号）

■多数の者が利用する建築物の用途別の耐震化率



■取組、支援策の成果

○ 支援制度の創設による耐震化支援 R6年度末

耐震診断の補助制度創設 【創設済 17 市町村 → 18 市町村】

○ 多数の者が利用する建築物の支援制度の活用 R6年度末

第Ⅲ期中 4件 (R6: 2件、R5: 1件、R3: 1件)

緊急輸送道路沿道建築物

地域防災計画に定める「緊急輸送道路」を耐震診断努力義務路線として耐震化を促進

- 代替路線等を踏まえながら協議
- 耐震診断補助等による耐震化普及啓発



県有施設

第二期県有施設耐震化整備プログラムでは、防災上重要な庁舎等が、大地震でも損傷しない耐震性能の強化等を実施

第二期県有施設耐震化整備プログラムの終了（～R3年度）

- 災害拠点施設等の割増補強と機能強化 残り4棟（あり方検討中）
- 災害拠点以外の中規模施設等の耐震化 5棟完了（全て完了）

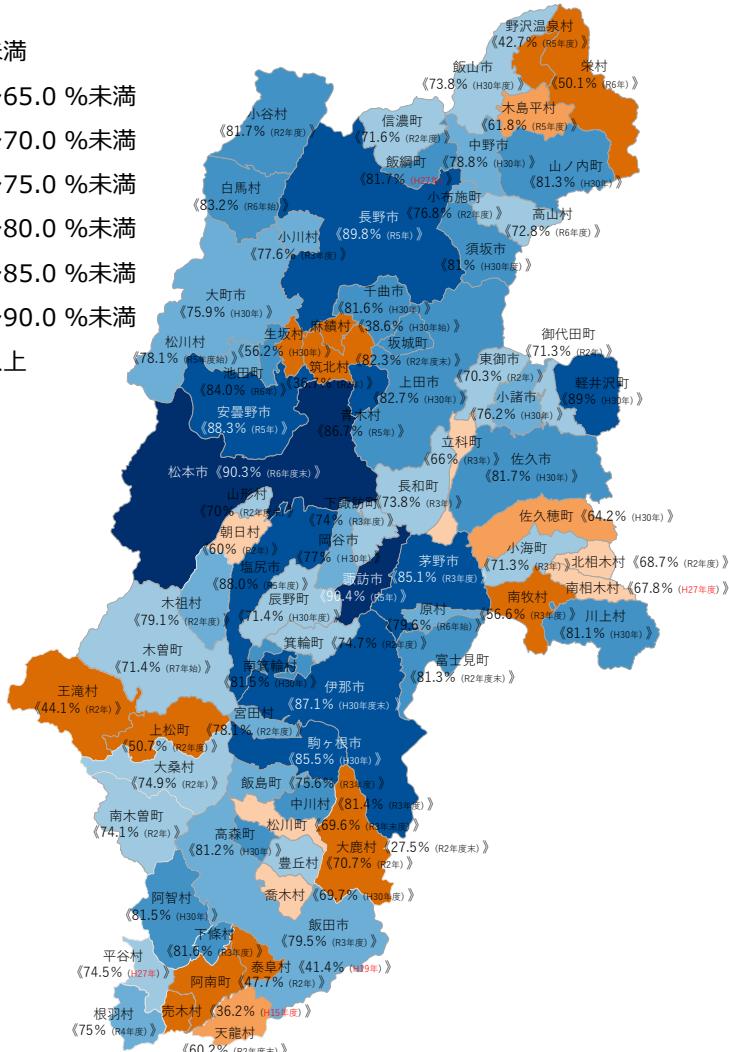
プログラム	達成率	対象施設・耐震対策概要	対象数（棟数）	完了数（棟数）
第一期 (H19～H27)	100 %	災害拠点施設、多数の者が利用する建築物の耐震化、割増し補強	1,233	1,233
第二期 (H18～R3)	99 %	防災上重要庁舎割増改修	61	57
		吊り天井の耐震化	51	51
		中規模施設の耐震化	173	173



県内市町村の住宅耐震化率について

住宅耐震化率

- 60.0 %未満
- 60.0 %～65.0 %未満
- 65.0 %～70.0 %未満
- 70.0 %～75.0 %未満
- 75.0 %～80.0 %未満
- 80.0 %～85.0 %未満
- 85.0 %～90.0 %未満
- 90.0 %以上



※市町村によって算定期次や算定方法が異なる
※年が朱書きの町村はH29以前の耐震化率